

政令第 号

港湾法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）附則第一条本文及び第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法等の一部を改正する法律の施行期日は令和七年十月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和八年四月一日とする。

理由

港湾法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。